

大和西大寺駅の高架化や周辺まちづくり（県のイメージ）

※あくまで現時点での県のイメージを示すものであり、決まっていることはありません。
今後の検討や関係機関との協議等により変わります。



県道谷田奈良線の狭隘箇所の解消
駅南北交通の利便性の飛躍的向上

高さ(25m～31m)規制の緩和
駅に直結のした大型商業施設の誘致
駅周辺の再開発へのインセンティブ

奈良県の資料を基に、大西淳文が議会での議論が深まるよう赤ライン等を加えたもので、公式なものではありません。

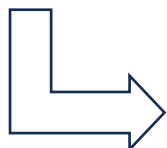
踏切道改良促進法

（目的）

第一条 この法律は、踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的とする。

（地方踏切道改良計画）

第四条 鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項の規定による指定（鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものを除く。）があつたときは、国土交通大臣が指定する期日までに、国土交通省令で定めるところにより、協議により同項の規定による指定に係る踏切道の改良に関する計画（以下「地方踏切道改良計画」という。）を作成して、国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、保安設備の整備、歩行者と車両とを分離して通行させるための踏切道の着色その他の比較的短期間に完了する踏切道の改良の方法として国土交通省令で定めるものにより改良する場合にあつては、この限りでない。



令和3年3月25日に奈良県、奈良市、近畿日本鉄道株式会社で大和西大寺駅高架化及び近鉄奈良線移設事業の確認書を締結。各踏切の高架化及び移設について、下記の地方踏切道改良計画を国土交通省に提出
奈良県と近畿日本鉄道株式会社（平城第3号、西大寺第1号）
奈良市と近畿日本鉄道株式会社（菖蒲池第6号・第7号・第8号、西大寺第2号・第4号、新大宮第1号）

（改良の実施）

第十一条 第三条第一項の規定による指定に係る鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画又は国踏切道改良計画に従い、当該踏切道の改良を実施しなければならない。

（地方踏切道改良計画の変更）

第五条 前条第一項又は第十二項の規定により地方踏切道改良計画を提出した鉄道事業者及び道路管理者は、当該地方踏切道改良計画について、協議により同条第二項各号に掲げる事項の変更をしたときは、その変更後の地方踏切道改良計画を、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に提出しなければならない。

※奈良市議会議員 大西淳文が議会での議論が深まるよう踏切道改良促進法の抜粋等をしたもので、公式なものではありません。

令和6年度 奈良県 流域下水道 処理区別 市町村負担金 維持管理経費

単位:円

浄化センター		第二浄化センター		宇陀川浄化センター		吉野川浄化センター	
奈良市	2,180,120,392	大和高田市	179,866,585	宇陀市	108,041,332	五條市	127,953,839
大和郡山市	730,572,743	橿原市	747,439,792			吉野町	11,270,722
天理市	506,983,888	御所市	49,790,790			大淀町	81,821,519
桜井市	195,357,609	香芝市	298,332,896			下市町	8,263,191
生駒市	319,716,082	葛城市	245,668,743				
香芝市	37,533,908	高取町	5,906,794				
平群町	76,185,804	明日香村	29,939,994				
三郷町	125,517,222	上牧町	120,564,135				
斑鳩町	84,095,670	王寺町	133,402,903				
安堵町	35,157,197	広陵町	119,190,567				
川西町	49,651,720	河合町	105,023,464				
三宅町	31,671,755						
田原本町	192,450,870						
広陵町	77,551,093						
食肉公社他	7,208,245						
合計	4,649,774,198	合計	2,035,126,663	合計	108,041,332	合計	229,309,271

市町村負担金	4,649,774,198	市町村負担金	2,035,126,663	市町村負担金	108,041,332	市町村負担金	229,309,271
維持管理経費	3,874,997,000	維持管理経費	2,484,096,000	維持管理経費	426,636,000	維持管理経費	610,671,000
差引	774,777,198	差引	-448,969,337	差引	-318,594,668	差引	-381,361,729

奈良市 363,266,580 円(試算 774,777,198 × (2,180,120,392 ÷ 4,649,774,198))
46.89% 過払い

市町村負担金計	7,022,251,464
維持管理経費計	7,396,400,000
差引	-374,148,536

単位: m³・円

有収水量	75,414,056	有収水量	31,135,678	有収水量	1,650,189	有収水量	3,400,336
処理原価	51.38	処理原価	79.78	処理原価	258.54	処理原価	179.59
原価(税抜)	46.71	原価(税抜)	72.53	原価(税抜)	235.03	原価(税抜)	163.26

※奈良県下水道課からの資料により、大西淳文が議会での議論が深まるよう作成したものでオーソライズされたものではありません。

奈良市 流域下水道 市町村負担金 過払い状況

単位:円

年度	処理場	市町村負担金	維持管理経費	差引	内奈良市負担金	過払い
6	第一浄化センター	4,649,774,198	3,874,997,000	774,777,198	2,180,120,392	363,266,580
5	第一浄化センター	4,582,077,664	3,888,000,000	694,077,664	2,143,258,885	324,653,625
4	第一浄化センター	4,578,125,603	4,109,000,000	469,125,603	2,130,199,941	218,283,949
3	第一浄化センター	4,674,092,065	3,928,000,000	746,092,065	2,202,872,284	351,628,832
2	第一浄化センター	4,763,067,911	3,357,000,000	1,406,067,911	2,238,621,681	660,845,945
元	第一浄化センター	4,643,161,269	3,285,000,000	1,358,161,269	2,165,521,060	633,431,979
30	第一浄化センター	4,690,880,069	3,407,000,000	1,283,880,069	2,204,681,499	603,414,838
29	第一浄化センター	4,625,303,427	3,476,000,000	1,149,303,427	2,181,970,168	542,179,737
28	第一浄化センター	4,665,578,496	3,623,000,000	1,042,578,496	2,219,184,172	495,902,855
27	第一浄化センター	4,665,516,413	3,648,000,000	1,017,516,413	2,224,382,502	485,122,226
26	第一浄化センター	4,735,488,189	3,817,000,000	918,488,189	2,248,893,466	436,192,005
25	第一浄化センター	4,675,379,080	3,704,000,000	971,379,080	2,257,264,784	468,980,109
24	第一浄化センター	4,700,031,107	3,676,000,000	1,024,031,107	2,263,386,377	493,141,004
23	第一浄化センター	4,704,670,649	3,569,000,000	1,135,670,649	2,315,268,456	558,887,673
22	第一浄化センター	4,695,821,880	3,428,000,000	1,267,821,880	2,330,760,835	629,280,595
21	第一浄化センター	4,565,957,775	3,622,000,000	943,957,775	2,282,641,545	471,909,146
合計				16,202,928,795		7,737,121,098

過払い(6年度の場合) 2,180,120,392円÷4,649,774,198円×774,777,198円 割合約46.9%

奈良市負担金の原資は、市民の皆さまから徴収している下水道使用料金 奈良市民の皆さまが過払い分だけ料金を過分に支払っている。

※奈良県下水道課からの資料により、大西淳文が議会での議論が深まるよう作成したものでオーソライズされたものではありません。